

島根労働局発表  
令和3年11月5日(金)

担当 島根労働局労働基準部監督課  
監督課長 櫻村 竜太  
監察監督官 元行 展久  
電話：0852-31-1156

## 建設事業者向け労働時間に関する法制度等説明会を開催します

平成31年4月から時間外労働の上限規制が導入されたところですが、建設事業については、その適用が令和6年(2024年)3月31日まで猶予されており、この猶予期間中に、時間外労働の削減に関する取組を進めていただくことが重要です。

そのため、今般、改正労働基準法の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けて、説明会を開催します。

### 建設事業者向け労働時間に関する法制度等説明会の概要

#### 1 開催日時・場所

地域	開催日時	場所
大田	令和3年12月9日(木) 14時00分~16時00分	大田市大田町大田イ 236-4 島根県立男女共同参画センターあすてらす研修室1【定員25名】
オンライン	令和3年12月16日(木) 14時00分~16時00分	ZOOMによるオンライン開催【定員100名】

#### 2 内容

- (1) 時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の取得等について
- (2) 時間外・休日労働協定(36協定)をはじめとする労働時間に関する法制度について
- (3) 建設業の働き方改革について

#### 3 主催

一般社団法人島根県建設業協会、島根県、国土交通省中国地方整備局、島根労働局

※ 本説明会は、令和元年から開催しており、今年度も7~9月に第3回目を開催し、今回の開催は4回目となります。

【説明会への参加申込方法等の詳細は別紙をご参照ください】

## 建設事業者向け労働時間に関する法制度等説明会を開催します

島根県建設業協会  
島 根 県  
中国地方整備局  
島 根 労 働 局

働き方改革関連法の施行に伴い、平成 31 年 4 月から時間外労働の上限規制が導入され、令和 2 年 4 月 1 日から中小企業に対しても適用されているところです。

建設事業者に関しては、その適用が令和 6 年（2024 年）3 月 31 日まで猶予されており、この猶予期間中に、時間外労働の削減に関する取組を進めていただくことが重要となります。

今般、改正労働基準法の内容をはじめとする労働時間に関する法制度等説明会を開催しますので、参加くださるようお願いいたします。

## 1 開催日時・場所 《2 会場ともご説明する内容は同じです。》

番号	地域	開催日時	場所
1	大田	令和 3 年 12 月 9 日(木) 14 時 00 分～16 時 00 分	大田市大田町大田イ 236-4 島根県立男女共同 参画センターあすてらす研修室 1 【定員 25 名】
2	オンライン	令和 3 年 12 月 16 日(木) 14 時 00 分～16 時 00 分	ZOOM によるオンライン開催【定員 100 名】

## 2 内 容

- (1) 時間外労働の上限規制、年 5 日の年次有給休暇の取得等について
- (2) 時間外・休日労働協定（36 協定）を含む労働時間に関する法制度全般について
- (3) 建設業の働き方改革について
- (4) そのほか（質疑応答等）

## 3 参加申込方法

- (1) 大田会場は、別紙参加申込書により、FAX にて 12 月 2 日までにお申し込みください。
- (2) オンライン説明会は、以下の URL もしくは QR コードから 12 月 9 日までにお申し込みください。

## 【申込用 URL】

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/MjAw/35b2a7d4f3ad4cb9a853a8b1c9566c2f>

「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」と検索いただき、専用 HP からお申込みいただくことも可能です。

## 【QR コード】



- 本説明会は、令和元年から開催しており、今年度も 7～9 月に第 3 回目を開催し、今回の開催は 4 回目となります。なお、説明内容は、これまでの過去 3 回と同様となります。

## 建設事業者向け労働時間に関する法制度等説明会（大田会場）参加申込書

◇下記参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。

説明会参加申込書 FAX：0852-31-1163 ※申込先：島根労働局労働基準部監督課				
事業場名				
住所	TEL ( ) -			
出席者職氏名	(職名)		(氏名)	
参加予定説明会	番号	1	地域(名)	大田

### <注意事項>

- 大田会場とZOOMによるオンライン説明会では、参加申込方法と申込締切日が異なりますので、ご注意ください。
- 1事業者あたりの出席者は1名とさせていただきます。
- 定員に達した以降に申込をいただいた場合は、こちらからお断りの連絡をさせていただきます。
- 大田会場に出席される皆様におかれては、感染症防止の観点から、マスク着用をお願いします。また、当日、発熱・咳等の症状がある方は来場を控えていただくようお願いします。
- 時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の取得等の改正労働基準法等の内容につきまして、厚生労働省のHPに概要動画を掲載しておりますので、こちらをご視聴いただいた上で説明会に参加いただけますと、より理解を深めていただけると考えています。お時間のある方はぜひご視聴いただければ幸いです。

URL <https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/movie.html>

### <お問い合わせ先>

島根労働局労働基準部監督課  
〒690-0841 松江市向島町134-10  
松江地方合同庁舎5階  
電話：(0852) 31-1156  
FAX：(0852) 31-1163